



(裏面)

注 意 事 項

使用者は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- 1 使用許可のない施設又は付属設備等を使用しないこと。
- 2 火気に十分注意し、所定以外の場所では使用しないこと。
- 3 館内で物品の販売又はこれに類する行為をしないこと。
- 4 他人の迷惑となる行為をしないこと。
- 5 施設の使用を終了したときは、設備、備品等を整理整頓し、宿毛市立中央公民館施設使用報告書を提出すること。
- 6 職員の指示に従うこと。